

森町長意見に対する事業者の見解  
(ウインドパーク遠州東部風力発電所 準備書)

資料3-3

No.	環境要素の区分	意見	事業者の見解
1	00 全般	災害等により、計画に変更が生じないか随時確認すること。	災害の発生や関係行政様からの情報収集を進めると共に事業計画への影響の有無を確認してまいります。
2	00 全般	近隣では、世界基準に適合した森林管理を行っている（森林認証）が、その記述がないため、森林認証の規格と計画が適合するか確認すること。	掛川市において、ご指摘の森林管理をさせておられることは理解しております。森林認証の規格と当該事業が整合するかについては、確認してまいります。
3	00 全般	1号機から3号機の設置にあたり、行政境を工事用・管理用道路として利用するため、工事を行う際は、土砂の流出等がないように対策を講じること。また、1号機の北側には東海自然歩道があり、距離は離れているが、通行人の安全対策を講じること。	本事業は、森町・掛川市・島田市の行政境となる尾根部における開発を検討してまいりました。その中で改変量および伐採量の削減を図るため、現地の地形等を考慮して輸送用道路や風車配置計画を立案してまいりました。それぞれの市町さまに対して土砂の流失等が生じないように対応してまいります。なお、1号機の北側にある東海自然歩道を利用される方への安全対策は適切に講じてまいります。
4	13 景観	かわせみ湖を除いては、森町内で風力発電機を視認できる可能性のある地点の調査が行われておらず、類似した見え方の箇所も選定されていないため、新東名高速道路遠州森町パーキングエリアや森川橋、森大橋等、森町内の地点を調査地点に追加し、フォトモンタージュを作成し、見え方の予測及び評価を行うこと。	新東名高速道路遠州森町パーキングエリア、森川橋及び森大橋については、「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成25年）において風力発電機が視認されたとしても景観的にほとんど気にならないとされている垂直視野角1度以下となる距離にあり、また公的HP及びパンフレットにおいて、眺望に関する情報が得られなかったことから非選定としております。
5	13 景観	令和5年4月1日から森町景観条例が施行されるため、該当する行為を行う場合は同条例に基づく届出を行うこと。届出が不要な行為についても、事業に係る行為については、周囲の景観と調和するよう配慮すること。届出を行う場合は、森町役場建設課に相談すること。	森町景観条例の施行に適切に対応できるよう、森町役場建設課様とのご協議をさせていただきます。
6	16 その他	都市計画区域外において、10,000㎡以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要になることから、森町企画財政課企画係に協議すること。	森町企画財務課企画係様との協議をさせていただきます。